川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正（案）について

平成２４年５月
保健医療部医療助成課

１　趣旨

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正及び事務処理の適正化を図るため上記規則の一部を改正しようとするものです。

２　主な内容

(1) 受給資格者が、受給資格登録申請時又はひとり親家庭等医療費受給者証の変更若しくは更新時に所得要件を満たさなくなった場合、運用上行っている支給停止通知及びその様式を定めることにより根拠の明確化を図ろうとするものです。

(2) 川越市ひとり親家庭等医療費支給条例第 11 条で定める医療費支給金返還請求の様式を定めようとするものです。

(3) 本規則で定める事項以外の事項を定める際の根拠の明確化を図ろうとするものです。

※　その他様式が加わることに伴う整理、法令の改正に伴い必要となる規定の整理その他文言整理を行おうとするものです。（この部分については、川越市意見公募手続条例第４条第４項第８号に該当するため、意見募集の対象外となります。）

３　新たに定める様式

(1) ひとり親家庭等医療費支給停止通知書

(2) ひとり親家庭等医療費返還請求書

４　施行期日

この規則は、一部を除き公布の日から施行しようとするものです。